

公明党東日本大震災復興加速化本部長
井上 義久 様

浪江町の復興・創生に向けた要望書

平成31年3月2日

福島県双葉郡浪江町長 吉田 数博



政府は、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針について見直しの検討を始め、復興・創生期間後の議論が進められているところである。

一方で、浪江町においては、避難指示が解除されてからまもなく2年が経過するが、依然として帰還人口が900名に止まり、町の存続が危ぶまれている。また、未だに帰還困難区域を多く有しており、町内全域が解除されるには相当の時間を要する。

このような状況下では、復興・創生期間の平成32年度までに復興を成し遂げるのは極めて困難であり、自立的継続的な行政運営が可能となるには、引き続き国が前面に立ち、長期的に復興に取り組むことが必要不可欠である。

そのため、次のとおり要望する。

(復興・創生期間内における復興事業の加速化)

- ・復興・創生期間内において、医療・介護・教育環境等の復興に必要な環境整備、農業・漁業の再開等の生産再生、福島イノベーションコースト構想等を通じた新たな産業の創出、震災復興特別交付税制度の継続等の財政面の支援等、復興の加速化に向けた最大限の支援をすること。

(復興・創生期間終了後の体制)

- ・復興・創生期間終了後の復興庁後継組織体制の整備、復旧・復興事業の継続的な財源確保・人的支援等、町民の帰還を促進するために最大限の支援をすること。

(帰還困難区域の再生に向けた早急な事業実施)

- ・「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に記載された内容、趣旨が実現できるよう、除染等の措置を含む各種整備事業を早急に進めるとともに、必要な財源措置をとること。
- ・特定復興再生拠点区域外について、荒廃家屋の解体や繁茂した草木の伐採等、環境保全に努めるとともに、帰還困難区域の全域解除に向けて必要な措置を講じること。

以上